

令和4年度兵庫県中小企業融資制度の主な変更点

1 融資枠

コロナ禍後の経済回復については先行き不透明感が強いことから、急激な経済状況の悪化等のリスクに備え、コロナ禍前の融資枠の1.5倍となる5,000億円を確保します。

2 令和4年度のコロナ対策資金

コロナ禍の影響を受けた中小企業者の事業継続を支えるため、引き続き「伴走型経営支援特別貸付」を実施するとともに、その他のコロナ対策資金も当面の間継続します。

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 新型コロナウイルス対策貸付	R4. 4. 1～ 当面の間 (※1)	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	10年(2年)以内
② 経営活性化資金		迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8% ※2)	5,000万円	10年(1年)以内
③ 借換等貸付		県制度融資の借換		0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	
④ 伴走型経営支援特別貸付	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	保証料の一部補助、金融機関の伴走支援により早期の経営改善を促進		0.9% (0.2% ※3)	6,000万円	10年(5年)以内

(※1) 実施期間の終期については、SN保証4号の指定期間延長に合わせて延長
SN保証4号の指定期間終了とともに終了予定

(※2) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

(※3) SN保証を利用する場合（保証料率0.85%－国補助率0.65%）

（一般保証を利用する場合：第5区分で0.60%（保証料率1.15%－国補助率0.55%））

3 「伴走型経営支援特別貸付」の借換要件緩和

中小企業者の返済負担軽減や早期の経営改善のため、金融機関がより伴走支援しやすいよう、借換対象要件を緩和します。

	見直し前	要件緩和後
借換要件	借換資金の1/2以上は、県制度融資の借入残高であること	県制度融資1/2以上の要件を撤廃 (兵庫県信用保証協会付融資の既往借入金まで広く対象)

4 貸付メニューの見直し

中小企業者や金融機関等、利用者が分かりやすいよう整理・統合を実施するとともに、他資金で対応可能なものを廃止します。

- 新事業展開を行う場合の貸付メニューを事業応援貸付へ統合

見直し前	見直し後
事業応援貸付	※事業応援貸付に統合 (融資限度額) 1億円 (金利) 1.10% (融資(据置)期間) 10年(据置2年)以内
第二創業貸付	
経営革新貸付	
海外市場開拓支援貸付	
新技術・新事業創造貸付	

- 立地促進にかかる貸付メニューを拠点地区進出貸付へ統合

見直し前	見直し後
拠点地区進出貸付	※拠点地区進出貸付に統合 (融資限度額) 100億円 (金利) 0.75% (融資(据置)期間) 15年(据置2年)以内
産業団地進出貸付	

○ 設備投資を行う場合の貸付メニューを設備投資促進貸付へ統合

見直し前	見直し後
設備投資促進貸付	※設備投資促進貸付に統合 (①設備の新設・更新 ②BCPに基づく防災関連対策 ③ホテルの新築又は改修) (融資限度額) ①3億円 ②15億円 ③30億円 (金利) 0.90% (融資(据置)期間) ① 10年(据置2年)以内 ②、③15年(据置2年)以内
テレワーク・就労環境充実貸付	
防災促進貸付	
商店街活性化貸付	
空き店舗等再生貸付	
観光・にぎわい応援貸付	
受動喫煙対策整備貸付	
ユニバーサル推進貸付	

○ 旅館等雇用対策貸付、金融変化対策貸付の廃止

○ 経営の安定に支障が生じた場合の貸付メニューを経営円滑化貸付へ統合

見直し前	見直し後
経営円滑化貸付	※経営円滑化貸付に統合 (融資限度額) 1億円 (金利) 0.80% (融資(据置)期間) 10年(据置2年)以内
連鎖倒産防止貸付	

○ 災害発生時の貸付メニューを災害対応貸付へ統合

見直し前	見直し後
災害対応貸付	※災害対応貸付に統合 (融資限度額) 災害の規模・態様に応じて、被災 (金利) の都度、迅速かつ適切に制度設計 (融資(据置)期間) を実施
危機対応貸付	

○ 小規模事業者向けの貸付メニューを特別小規模貸付へ統合

見直し前	見直し後
特別小規模貸付	※特別小規模貸付に統合 (融資限度額) 2,000万円 (金利) 1.20% (融資(据置)期間) 7年(据置0.5年)以内
無担保・無保証人貸付	

【 経営円滑化貸付（原油価格・原材料価格高騰）にかかる要件緩和について 】

・令和3年12月13日から実施している要件緩和措置について、当面の間延長します

区分	経営円滑化貸付（原油価格高騰）	経営円滑化貸付（原材料価格高騰）
対象者	(要件緩和前) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ①売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占める ②最近1か月間の原油等の平均仕入単価が、前年同期比で20%以上上昇 ③価格の引き上げが困難であるため、 最近3か月間 の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	(要件緩和前) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ① 最近3か月間 の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ② 最近3か月間 の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で減少
	(要件緩和後) ①、② 同上 ③価格の引き上げが困難であるため、最近3か月間 (当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする) の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	(要件緩和後) ①最近3か月間の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ②最近3か月間の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で減少 (当面の間、いずれも「最近1か月間」での算定も可とする)